旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年３月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①東興トラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1066号　④東興株式会社　埼玉県所沢市緑町４―28―40　代表取締役　金燕子　⑤杉戸営業所　埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２―３―６ＮＴＴ杉戸ビル２Ｆ　⑥平成22年３月15日　⑧平成25年２月15日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県所沢市緑町４―28―40　東興株式会社　代表取締役　金燕子

Ｂ　①ジェイビーエー株式会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―874号　④ジェイビーエー株式会社　千葉県流山市前ヶ崎543番地１　代表取締役　松崎敦　⑤ジェイビーエー株式会社　千葉県流山市前ヶ崎543番地１　⑥平成18年６月15日　⑧平成26年２月５日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫東京都千代田区丸の内３丁目４番２号新日石ビル10階田辺総合法律事務所　破産者ジェイビーエー株式会社　破産管財人　星千絵

Ａ　①株式会社横浜大和旅行　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―809号　④株式会社横浜大和旅行　横浜市南区吉野町２丁目４番地２ライオンズプラザ吉野町駅前1105　代表取締役　宗森康洋　⑤本社営業所　横浜市南区吉野町２丁目４番地２ライオンズプラザ吉野町駅前1105　⑥平成15年１月28日　⑦平成26年２月14日　神奈川県知事登録旅行業第３―809号　⑩800万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市南区吉野町２丁目４番地２ライオンズプラザ吉野町駅前1105　株式会社横浜大和旅行　代表取締役　宗森康洋

Ｃ　①鯱バス株式会社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―1349号　④鯱バス株式会社　名古屋市南区滝春町１番80　代表取締役　鶴田宗雄　⑤本社営業所　名古屋市南区滝春町１番80　⑥平成25年６月12日　⑨平成26年１月31日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市南区滝春町１番80　鯱バス株式会社　代表取締役　鶴田宗雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年３月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①東商テクノ株式会社　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３―146号　④東商テクノ株式会社　岐阜市北一色三丁目７番４　代表取締役　林則之　⑤本社営業所　岐阜市北一色三丁目７番４　⑥平成３年10月７日　⑦平成26年２月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ニシキツアー　②第３種旅行業　③秋田県知事登録旅行業第３―123号　④株式会社ニシキツアー　大館市豊町９番52号１号室　代表取締役　澤田禎史　⑤本社営業所　大館市豊町９番52号１号室　⑥平成21年２月４日　⑦平成26年２月７日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ハイシティトラベル　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３―144号　④有限会社ハイシティトラベル　宇陀市榛原高萩台79番地の２　代表取締役　辻谷禎夫　⑤本社営業所　宇陀市榛原高萩台79番地の２　⑥平成11年２月２日　⑦平成26年２月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社サンツーリスト　②第３種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第３―79号　④株式会社サンツーリスト　徳島市山城西四丁目53番地405号　代表取締役　秋田廣幸　⑤本社営業所　徳島市山城西四丁目53番地405号　⑥昭和59年２月８日　⑦平成26年１月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社アルク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3956号　④株式会社アルク　東京都新宿区西新宿四丁目14番７号　代表取締役　大崎裕司　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿四丁目14番７号　⑥平成８年７月３日　⑦平成26年２月４日　⑧60万円　⑨300万円